

医政発 1031 第 2 号
令和 4 年 10 月 31 日

公益社団法人 日本歯科医師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

令和 4 年の歯科医師の届出について (依頼)

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項の規定により義務づけられた歯科医師の届出の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしております。

休業中の方も含め、全ての歯科医師に届出をしていただくよう、貴会会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

また、「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）に基づき、令和 4 年の届出から、医療機関等に勤務する歯科医師については、オンラインによる届出が可能となります。

オンラインによる届出は、厚生労働省が令和 4 年度に構築する医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。医療機関等に勤務する歯科医師は、医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行うこととなります。

届出システムへのアクセス方法、操作マニュアル、届出様式等について、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新していきます。

〔厚生労働省の専用ホームページ〕 ※令和 4 年 11 月 1 日以降閲覧可能予定

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html

なお、オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務する歯科医師以外については、従来どおり紙媒体による届出を保健所や都道府県を經由して行うこととなります。

紙媒体の届出票につきましては、病院、診療所、大学、研究機関等に従事する歯科医師に対してはこれらの施設を通じ、その他の歯科医師に対しては保健所を通じて配布する他、厚生労働省ホームページにおいても届出様式を掲載します。

記



- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 届出義務のある者 | 日本国の歯科医籍に登録されている歯科医師 (休業中を含む) |
| 2 | 届出事項 | 令和4年12月31日現在の別紙届出票に係る事項 |
| 3 | 届出方法・届出先 | 次のいずれかによる方法 ① オンラインによる届出 i) 医療機関等に勤務する歯科医師のみが選択可能 ii) 医療機関等が発行するIDを用いて届出システム にアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体 の届出票をアップロードすることにより届出を行 う。 ② 紙媒体による届出 i) オンラインによる届出が困難な歯科医師や、医 療機関等に勤務していない歯科医師が選択する方 法 ii) 医療機関等、保健所等を通じて入手した紙媒体 の届出票に必要事項を記入し、住所地の保健所又 は従業地の保健所へ届出を行う。 |
| 4 | 届出の期限 | 令和5年1月16日(月) |